

ほっかいどう なかさつない こうとう よう ご がっこう まくべつ ぶんこう じどうしゃ がっこう がつく かん きてい
北海道中札内高等養護学校幕別分校自動車学校通学に関する規定
ほっかいどう なかさつない こうとう よう ご がっこう まくべつ ぶんこう こうちょう けてい
(平成 25 年 8 月 29 日 北海道中札内高等養護学校幕別分校校長決定)

もくてき
(目的)

第 1 条 北海道中札内高等養護学校幕別分校自動車学校通学に関する規定
(以下、「規定」という。)は、本校生徒の卒業後の進路に基づき、普通自動車
運転免許 (以下、「運転免許」という。)取得が必要な職種、生活環境
等である生徒の将来の自立と社会参加に向けて、運転免許を取得すること
を目的とする。

きじゆん
(基準)

第 2 条 本校生徒・保護者からの申請があった者で以下の条件を満たす者に対し、
「自動車学校入学許可願」の提出を求め、各部署で審査をした上で、
校長が許可をする。

- 2 自動車学校通学に必要な条件は、次の各号に挙げるものとする。
 - (1) 運転免許取得の必要性や理由が妥当であること。
 - (2) 進路先が決定 (一般就労、就労継続支援 A 型) の場合は、内定通知が
来た者。就労継続支援 B 型、就労移行支援、その他の場合は家庭と
学校間で判断) 又は進路指導部と協議の上認められた者で、出席
不良・成績不良等がないこと。
 - (3) 保護者に自動車学校入校に関わる条件を理解いただいていること。
 - (4) 自動車学校への通学日・時間帯が、学校生活 (授業・行事等) に支障
をきたさないこと。
 - (5) 公安委員会指定の自動車学校に入学すること。
 - (6) 普通自動車免許のみの取得であること。
 - (7) 学校諸費用の未納がないこと。
- 3 自動車学校への入校は冬季休業開始日以降とする。
- 4 運転免許の取得 (学科試験受験) は、卒業式後とする。
- 5 自動車学校への無断入学や無断免許取得をした場合は、特別指導の
対象とする。

きよか
(許可)

第3条 運転免許取得を希望する場合は担任に申し出る。

2 「自動車学校通学までの手続き」について説明を受け、「自動車学校入学許可願」と入校する自動車学校の「自動車学校入学申込書」を提出する。

3 上記に示した各条件が確認でき次第、自動車学校入学許可証が発行される。

つうがくふきよか
(通学不許可)

第4条 各条件が満たされなくなった場合、生活のしおりが守れなかった場合や高校生として相応しくない行動があった場合は、自動車学校への通学を不許可とする場合がある。

た
(その他)

第5条 自動車学校との連絡・調整等は各自で行うこと。

2 療育手帳・身体障害者手帳を所持している場合は、指導配慮・助成金の有無など自動車学校へ相談することができる。

3 持病(てんかん等)や服薬がある場合は取得できない場合もあり得る。詳細は公安委員会・各自動車学校へ確認すること。

4 原付二輪免許取得は禁止とする。

5 大型特殊、準中型免許などその他の免許取得の場合は別途審議する。

ふそく
<附則>

1 この規定は、平成25年8月29日から施行する。

2 規定に関わる諸業務は、生徒指導・保健体育部が担う。

3 規定以外のことが発生した場合は、その都度、生徒指導・保健体育部及び関係部署とで検討し、校長の決裁を受ける。

4 規定の改定については生徒指導・保健体育部で検討し、校長の決裁を受ける。

5 この規定は、平成29年3月27日から施行する。

6 この規定は、令和6年4月5日から施行する。